

議案第4号関連資料

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 及び学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

地方公務員災害補償法施行規則及び、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市常勤職員の取り扱いに準じ、関係条例について所要の整備を図ろうとするものです。

2 改正内容

公務災害が認定され、障害補償年金(重度の後遺障害を負った場合)又は遺族補償年金(本人が死亡した場合)の支給対象となった場合、申請に基づき前払一時金の支給を受けることができます。

その場合、当該年金の支給が一定期間停止されますが、当該停止期間の算定に用いる利率「百分の五」について、このたび「災害発生日又は事故発生日における法定利率」に改めるものです。

※法定利率とは、民法で定める利率であり、現在は「百分の三」です。

3 対象者

- ・市議会議員等非常勤の特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員
- ・公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師

※地方公務員災害補償法適用職員(正規職員等)及び、労働者災害補償保険法適用職員(パート保育士等)については、今回の改正後と同様に「災害発生日又は事故発生日における法定利率」を用いることとされています。

4 改正による影響

年金支給停止期間が短縮されます。

例) 1年当たり12万円の年金を受けられる人が、前払一時金を48万円受けた場合

	改正前	改正後
法定利率	百分の五	百分の三
年金支給停止期間	4年4月	4年3月

条例で規定する利率を用いた割引後の支給額の計が、前払一時金の額に達するまで年金支給が停止されます。

5 過去の実績

条例に基づき、障害補償年金又は遺族補償年金の対象となる公務災害を認定した事例は、過去20年間ありません。したがって、前払い一時金を支給した事例もありません。

6 施行期日

公布の日